

- ・ 13年度の減少については、13年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、13年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

（14、15年度については、当該年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ61歳、62歳となっているが、年度末に60歳の者について定額部分のない年金になっているという状況は13年度と同じであり、平均年金月額減少要因とはなっていない。）

4 財政指標の現状及び推移

以上、財政収支上の各項目について現状と推移をみた。制度によって違いはあるものの多くの制度が保険料収入の減少、給付費の増加、受給権者数の増加といった傾向を示していた。

財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来より制度の成熟度を表す年金扶養比率、総合費用率、独自給付費率、収支状況を表す収支比率、積立状況を表す積立比率の5つの財政指標を作成し、財政状況把握の一助としているところである。また、昨年度から、年金種別費用率を導入した。

(1) 財政指標の定義及び意味

○ 年金扶養比率

被保険者数の受給権者数（老齢・退年相当の受給権者数）に対する比である。1人の老齢・退職年金受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が大きいということは、1人の老齢・退職年金受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つにつれ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まってくる）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあつては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

○ 総合費用率

支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出—国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出—国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である[※]。「実質的な支出—国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

注 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照のこと。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出—国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。

なお、平成15年度より、保険料の賦課が標準報酬ベースから総報酬ベースに変更となった。このため、本稿では、特に断らない限り平成14年度までは標準報酬ベース、平成15年度以降は総報酬ベースとした（独自給付費率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様）。また、自営業者等を対象とする国民年金については報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

○ 独自給付費率・基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出額—国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出（以下、独自給付に関する支出という）と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

独自給付に関する支出＝実質的な支出額

$$\text{—国庫・公経済負担—基礎年金拠出金} \times 2/3 \text{ ※}$$

基礎年金に関する支出＝基礎年金拠出金[※]

注 基礎年金拠出金を3分の2倍するのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金の3分の1が含まれているからである。

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費率、基礎年金費用率という。

$$\text{独自給付費率} = \frac{\text{実質的な支出—国庫・公経済負担—基礎年金拠出金} \times 2/3 \text{ ※}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金} \times 2/3 \text{ ※}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費率} + \text{基礎年金費用率}$$

が成り立つ。

○ 収支比率

支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出額—国庫・公経済負担」を「保険料収入+運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出—国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

この比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄っているが、100%を超えると、積立金の取り崩し等、他の方法が必要になる。

○ 積立比率

積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標で、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出額—国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出—国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。これは、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\text{積立度合} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}}$$

$$= \frac{\text{(積立比率の分子)}}{\text{(積立比率の分母)} + \text{国庫・公経済負担} + \text{追加費用}}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。ここでは、財政状況をみるという観点から、法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか、を示す積立比率で分析を行っている。

○ 年金種別費用率

年金扶養比率は、上で述べたように、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分子には「老齢・退年相当の受給権者」を用いている。しかしながら、年金制度には他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には含まれていない。このため、年金扶養比率を見る際に、次の各年金種別費用率も補完する指標として、あわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{(実質的な支出－国庫・公経済負担)のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}}$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{(実質的な支出－国庫・公経済負担)のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}}$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{(実質的な支出－国庫・公経済負担)のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}}$$

(注：拠出金は、老齢給付・障害給付・遺族給付のいずれにも含まれない)

支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」の中で、老齢給付、障害給付、遺族給付に相当する額を、標準報

酬総額に対する百分比として捉えた指標である。総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

$$\text{総合費用率} = \text{老齢費用率} + \text{障害費用率} + \text{遺族費用率} + \text{その他(拠出金)の費用率}$$

(2) 年金扶養比率 ー高い私学共済、低い国共済、地共済 各制度とも低下ー

平成15年度末の年金扶養比率は、私学共済が最も高く5.34、次いで厚生年金3.00、地共済2.09、国共済1.76の順となっている。また、国民年金については、分子に第1～3号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を持ってくると3.05である(図表2-4-1)。年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済などは成熟が進んでいる制度といえる。

図表 2-4-1 年金扶養比率 ー平成15年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	32,121	1,091	3,151	434.4	69,740
老齢・退年相当	10,690	620	1,511	81.3	22,837
年金扶養比率	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあつては被保険者の負担が大きいことを意味する。国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるので、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。しかし、国共済と地共済の場合、制度発足前の恩給公務員期間等に係る分が全額事業主(国又は地方公共団体等)負担であつて、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいかとは必ずしもいえない。

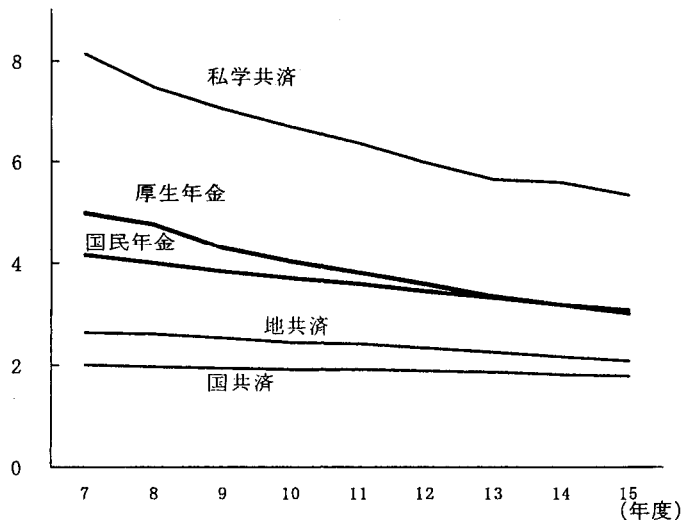
年金扶養比率の推移をみると、各制度とも低下してきている(図表2-4-2、2-4-3)。毎年の低下幅は、国共済や地共済にあつては0.1ポイント未満と小さいが、他の制度は毎年0.1ポイント以上低下してきている。厚生年金も毎年の低下幅は大きく、毎年概ね0.2～0.3ポイントずつ低下している。私学共済の低下ペースも、70歳未満まで被用者年金の被保険者となったことにより被保険者数が大きく増加した平成14年度を除き、毎年概ね0.3～0.4ポイントずつ低下している。(図表2-2-3参照)。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
8	4.76	1.97	2.59	7.47	4.00
9	4.28	1.95	2.52	7.06	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.69
11	3.79	1.91	2.40	6.36	3.57
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
13	3.33	1.85	2.24	5.65	3.29
14	3.17	1.81	2.16	5.60	3.16
15	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05
対前年度増減差 (ポイント)					
8	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.05	△ 0.68	△ 0.15
9	△ 0.48	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.41	△ 0.17
10	△ 0.27	△ 0.03	△ 0.07	△ 0.36	△ 0.14
11	△ 0.22	△ 0.01	△ 0.05	△ 0.34	△ 0.12
12	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.08	△ 0.38	△ 0.14
13	△ 0.24	△ 0.04	△ 0.08	△ 0.33	△ 0.14
14	△ 0.16	△ 0.04	△ 0.08	△ 0.05	△ 0.13
15	△ 0.17	△ 0.05	△ 0.07	△ 0.26	△ 0.11

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表 2-4-3 年金扶養比率の推移



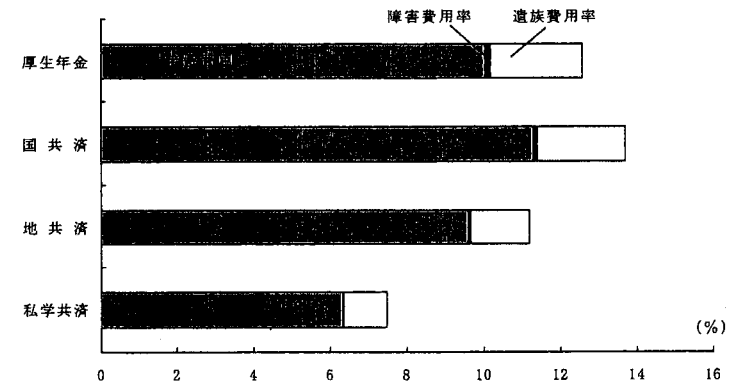
平成15年度の年金種別費用率をみると(図表2-4-4、2-4-5)、厚生年金の老齢費用率、障害費用率、遺族費用率は、それぞれ10.0%、0.2%、2.4%、国共済は11.3%、0.1%、2.3%、地共済は9.6%、0.1%、1.5%、私学共済は6.3%、0.1%、1.1%となっている。

図表 2-4-4 年金種別費用率 -平成15年度-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	10.0	11.3	9.6	6.3
障害費用率	0.2	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	2.4	2.3	1.5	1.1
(参考:総合費用率)	17.3	17.4	14.4	11.3

注 厚生年金の給付費の按分については、基金代行分を含んだベースで推計している。

図表 2-4-5 年金種別費用率 -平成15年度-



注 厚生年金の給付費の按分については、基金代行分を含んだベースで推計している。

(3) 総合費用率

平成15年度の総合費用率は、国共済が最も高く17.4%、次いで厚生年金17.3%、地共済14.4%、私学共済11.3%の順となっている(図表2-4-6、2-4-7)。なお、平成12年改正で、15年度から「報酬」の中に賞与も含まれるようになった。このため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、15年度前と以後とは接続しないことに留意する必要がある。

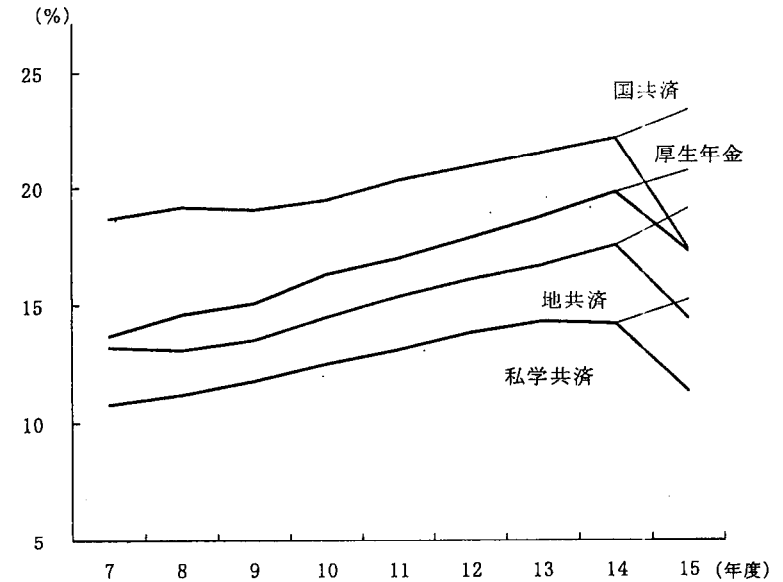
図表 2-4-6 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
8	<14.6>	<19.2>	<13.1>	<11.2>
9	<15.1>	<19.1>	<13.5>	<11.8>
10	<16.3>	<19.5>	<14.5>	<12.5>
11	<17.0>	<20.3>	<15.4>	<13.1>
12	<17.9>	<20.9>	<16.1>	<13.8>
13	<18.8>	<21.5>	<16.7>	<14.3>
14	<19.8>	<22.1>	<17.5>	<14.2>
15	17.3	17.4	14.4	11.3
	<20.7>	<23.3>	<19.1>	<15.2>

対前年度増減差 (ポイント)				
8	<0.9>	<0.5>	<△0.1>	<0.4>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.4>	<0.6>
10	<1.2>	<0.4>	<1.0>	<0.7>
11	<0.7>	<0.8>	<0.9>	<0.6>
12	<0.9>	<0.6>	<0.7>	<0.7>
13	<0.9>	<0.6>	<0.6>	<0.5>
14	<1.0>	<0.6>	<0.8>	<△0.1>
15
	<0.9>	<1.2>	<1.6>	<1.0>

注 <>は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-7 総合費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

平成15年度から総報酬制が導入されたが、過去との比較のため標準報酬月額ベースの推移をみると、各制度とも毎年概ね0.5~1.2ポイントずつ上昇している。7年度以降でみて上昇幅が大きかった制度は厚生年金で、7年度の13.7%から15年度の20.7%まで、8年間で7.0ポイントの上昇であった。次いで地共済、国共済、私学共済の順で、それぞれ8年間で5.9、4.6、4.4ポイントの上昇となっている。

総合費用率の上昇は、主に分子の「実質的な支出一国庫・公経済負担」が増加する一方、分母に由来する標準報酬月額総額が減少し、又は増加していても分子ほど増加していないことによる(図表2-4-10)。分子の「実質的な支出一国庫・公経済負担」の推移をみると、各制度とも増加を続けている。平成15年度の対前年度増減率をみると、厚生年金3.4%増、国共済3.1%増、地共済6.5%増、私学共済8.7%増となっている。これに対し、分母の標準報酬月額総額は、厚生年金1.2%減、国共済2.2%減、地共済2.2%減、私学共済1.4%増である。その結果、平成15年度の総合費用率は、厚生年金は0.9ポイント、国共済は1.2ポイント、地共済は1.6ポイント、私学共済1.0ポイントそれぞれ上昇するところとなった。

(厚生年金相当部分に係る総合費用率)

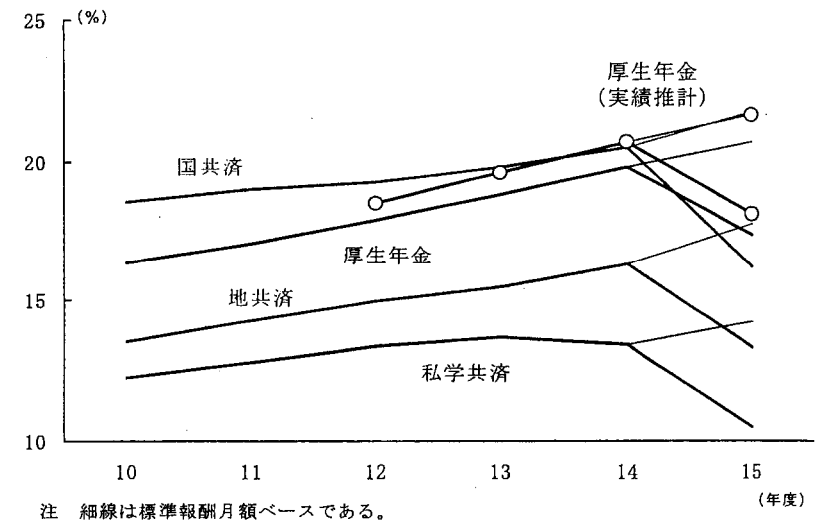
共済年金には、厚生年金にない「職域部分」があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。このため、各共済について、職域部分を除いた「厚生年金相当部分」に係る総合費用率をみると(図表 2-4-8、図表 2-4-9)、平成 15 年度では、厚生年金(実績推計)に比べ、国共済は 1.9%、地共済は 4.8%、私学共済は 7.6%それぞれ低くなっている。これは、国共済、地共済については、厚生年金に比べ 1 人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については、厚生年金に比べ年金扶養比率が高い(換言すると、成熟が進んでいない) ことなどが要因であると考えられる。

図表 2-4-8 厚生年金相当部分に係る総合費用率

年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金	
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績	実績 推計
	%	%	%	%	%
平成 10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	<16.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	<17.0>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<17.9>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<18.8>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<19.8>	<20.7>
15	16.2 <21.7>	13.3 <17.7>	10.5 <14.2>	17.3 <20.7>	18.1 <21.7>

- 注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。
- 注2 <>は標準報酬月額ベースの値である。
- 注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

図表 2-4-9 厚生年金相当部分に係る総合費用率



図表 2-4-10 総合費用率、独自給付費用率の分子、分母

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	対前年度増減率			
					厚生年金	国共済	地共済	私学共済
億円					%	%	%	%
A 実質的な支出－国庫・公経済負担（総合費用率の分子）								
7	172,834	9,411	22,208	1,774				
8	186,631	9,848	22,486	1,870	8.0	4.6	1.3	5.4
9	193,679	9,926	23,479	2,012	3.7	0.8	4.4	7.6
10	208,061	10,187	25,640	2,164	7.5	2.6	9.2	7.6
11	211,624	10,739	27,287	2,296	1.7	5.4	6.4	6.1
12	221,574	11,360	28,470	2,454	4.7	5.7	4.3	6.9
13	231,240	11,759	29,479	2,570	4.4	3.6	3.5	4.7
14	244,147	11,960	30,775	2,700	5.6	1.7	4.4	5.1
15	252,364	12,334	32,763	2,936	3.4	3.1	6.5	8.7
B 実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金×2/3（独自給付費用率の分子）								
7	125,253	7,662	17,307	1,232				
8	136,373	8,026	17,334	1,305	8.9	4.7	0.2	5.9
9	142,131	8,027	18,132	1,426	4.2	0.0	4.6	9.3
10	152,632	8,137	19,935	1,542	7.4	1.4	9.9	8.1
11	152,801	8,547	21,191	1,627	0.1	5.0	6.3	5.5
12	160,726	8,994	22,002	1,719	5.2	5.2	3.8	5.7
13	169,208	9,354	22,905	1,812	5.3	4.0	4.1	5.4
14	178,173	9,480	24,037	1,911	5.3	1.4	4.9	5.4
15	183,707	9,736	25,725	2,093	3.1	2.7	7.0	9.5
C 基礎年金拠出金×2/3								
7	46,770	1,749	4,901	542				
8	49,413	1,822	5,152	565	5.7	4.1	5.1	4.2
9	51,449	1,898	5,347	586	4.1	4.2	3.8	3.8
10	55,430	2,050	5,705	623	7.7	8.0	6.7	6.2
11	58,823	2,192	6,096	669	6.1	7.0	6.9	7.5
12	60,848	2,356	6,469	735	3.4	7.5	6.1	9.9
13	62,032	2,405	6,574	758	1.9	2.1	1.6	3.1
14	65,974	2,479	6,738	789	6.4	3.1	2.5	4.2
15	68,657	2,599	7,038	842	4.1	4.8	4.4	6.7
D 標準報酬総額（総合費用率・独自給付費用率の分母）								
7	<1,238,385>	<50,431>	<168,207>	<16,431>				
8	<1,259,298>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>
9	<1,281,286>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1.7>	<1.1>	<1.7>	<1.6>
10	<1,272,631>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<△0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>
11	<1,247,826>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<△1.9>	<0.9>	<0.8>	<1.3>
12	<1,240,660>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<△0.6>	<2.8>	<△0.7>	<1.6>
13	<1,231,930>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<△0.7>	<0.5>	<0.0>	<1.3>
14	<1,233,692>	<54,065>	<175,486>	<19,005>	<0.1>	<△1.0>	<△0.5>	
15	1,458,725	71,088	228,236	26,076
	<1,219,199>	<52,860>	<171,616>	<19,275>	<△1.2>	<△2.2>	<△2.2>	<1.4>
B/A (%)								
7	72.5	81.4	77.9	69.5				
8	73.1	81.5	77.1	69.8				
9	73.4	80.9	77.2	70.9				
10	73.4	79.9	77.7	71.2				
11	72.2	79.6	77.7	70.9				
12	72.5	79.2	77.3	70.0				
13	73.2	79.5	77.7	70.5				
14	73.0	79.3	78.1	70.8				
15	72.8	78.9	78.5	71.3				

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。
 注2 地共済の標準報酬総額及び1人当たり標準報酬額は、総報酬ベース若しくは標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。
 注3 <>は、標準報酬月額ベースの値である。

(4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成15年度の独自給付費用率は、国共済が最も高く13.7%、次いで厚生年金12.6%、地共済11.3%、私学共済8.0%の順となっている(図表2-4-11、2-4-12)。基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く4.7%、次いで国共済3.7%、私学共済3.2%、地共済3.1%の順となっている(図表2-4-13、2-4-14)。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額及び第2号・第3号被保険者の比率が制度間で異なることによる。

総合費用率と同様、過去からの経緯を見るために標準報酬月額ベースで両者の推移をみると、独自給付費用率は毎年概ね0.2~1.3ポイントずつ、基礎年金費用率は毎年概ね0.1~0.3ポイントずつ、それぞれ上昇している。

これは、総合費用率と同様、分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金×2/3」、「基礎年金拠出金×2/3」が増加する一方、分母の標準報酬月額総額が減少し、又は増加していても分子ほどは増加していないことによる(図表2-4-6)。

なお、独自給付費用率の方が基礎年金費用率に比べて毎年度の上昇幅が大きいが、独自給付費用率の分子である

「実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金×2/3」(図表2-4-10B欄)

と、基礎年金費用率の分子である

「基礎年金拠出金×2/3」(図表2-4-10C欄)

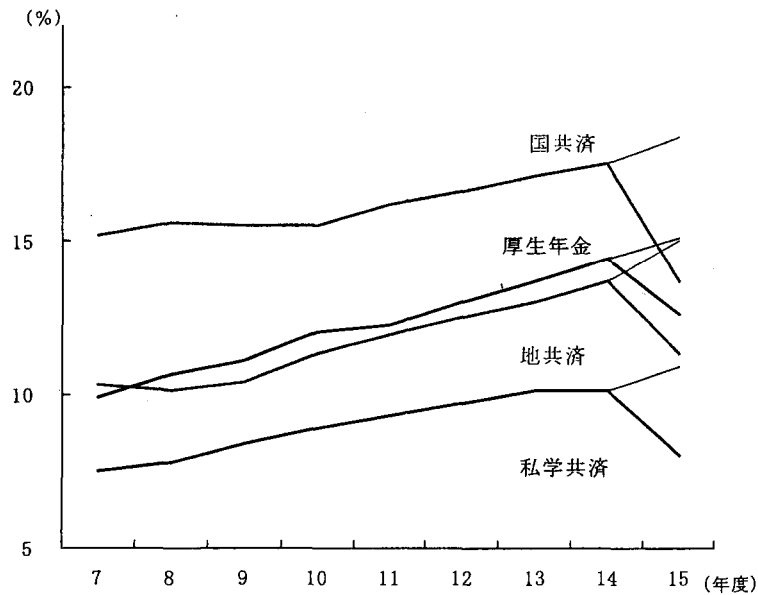
の動きを比べると、両者の間に特に目立った違いはない(図表2-4-10のA欄に占めるB欄の割合はそれほど変化していない)。独自給付費用率の上昇幅が基礎年金費用率の上昇幅に比べて大きいのは、独自給付費用率の水準が高いため、増減差が大きく出るからである。

図表 2-4-11 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
平成7	<9.9>	<15.2>	<10.3>	<7.5>
8	<10.6>	<15.6>	<10.1>	<7.8>
9	<11.1>	<15.5>	<10.4>	<8.4>
10	<12.0>	<15.5>	<11.3>	<8.9>
11	<12.2>	<16.2>	<11.9>	<9.3>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
13	<13.7>	<17.1>	<13.0>	<10.1>
14	<14.4>	<17.5>	<13.7>	<10.1>
15	12.6	13.7	11.3	8.0
	<15.1>	<18.4>	<15.0>	<10.9>
対前年度増減差 (ポイント)				
8	<0.7>	<0.4>	<△0.2>	<0.3>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.3>	<0.6>
10	<0.9>	<0.0>	<0.9>	<0.5>
11	<0.2>	<0.7>	<0.6>	<0.4>
12	<0.8>	<0.4>	<0.6>	<0.4>
13	<0.7>	<0.5>	<0.5>	<0.4>
14	<0.7>	<0.4>	<0.7>	<0.0>
15
	<0.7>	<0.9>	<1.3>	<0.8>

注 <>は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-12 独自給付費用率の推移



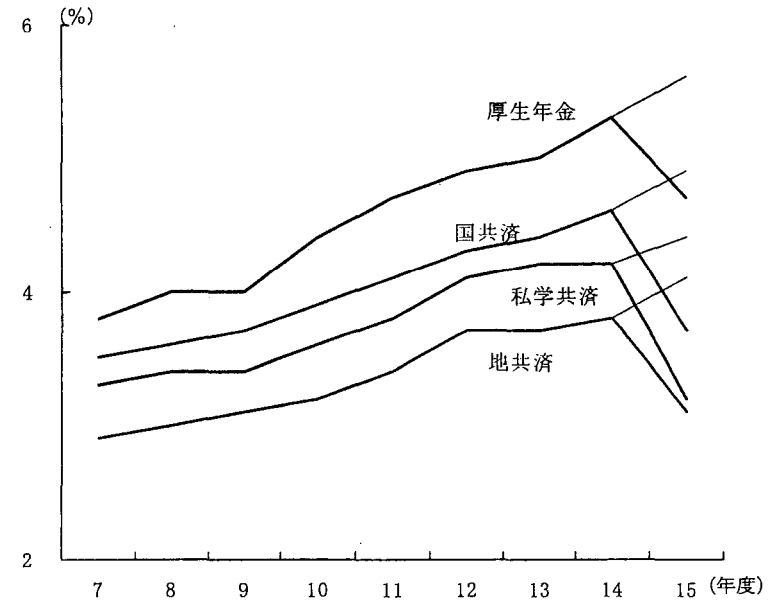
注 細線は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-13 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
平成7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	4.7	3.7	3.1	3.2
	<5.6>	<4.9>	<4.1>	<4.4>
対前年度増減差 (ポイント)				
8	<0.2>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
9	<0.0>	<0.1>	<0.1>	<0.0>
10	<0.4>	<0.2>	<0.1>	<0.2>
11	<0.3>	<0.2>	<0.2>	<0.2>
12	<0.2>	<0.2>	<0.3>	<0.3>
13	<0.1>	<0.1>	<0.0>	<0.1>
14	<0.3>	<0.2>	<0.1>	<0.0>
15
	<0.3>	<0.3>	<0.3>	<0.2>

注 <>は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-14 基礎年金費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

(5) 収支比率 -各制度とも上昇-

平成15年度の収支比率を簿価ベースで比較すると、厚生年金が最も高く117.2%、次いで国共済98.0%、国民年金（国民年金勘定）97.6%、地共済89.3%、私学共済86.2%の順である（図表2-4-15）。厚生年金については、収支比率が100%を超えている。これは、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分が、保険料収入と運用収入の合計より多く、その他の収入がなければ賄いきれないことを示している。また、時価ベースでみると、運用が好調だったこともあり、各制度いずれも収支比率が100%を下回った。

収支比率の推移をみると、簿価ベースでは各制度とも上昇傾向にある。これは分子の「実質的な支出-国庫・公経済負担」が増加している一方、分母の「保険料収入+運用収入」が減少傾向にあることによる（図表2-4-10A欄、2-4-15、2-4-16）。

図表2-4-15 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.0	55.3	72.5
8	72.4	76.0	57.2	58.4	59.1
9	73.8	75.7	57.7	60.6	71.7
10	80.5	80.8	63.2	64.4	75.6
11	84.9	85.1	64.5	67.3	75.3
12	91.0	89.3	72.6	74.3	80.2
13	97.2	95.2	78.1	79.2	89.2
	[102.4]	[101.4]			[93.6]
14	104.7	97.2	84.3	83.0	96.7
	[119.2]	[100.6]		[108.2]	[108.5]
15	117.2	98.0	89.3	86.2	97.6
	[98.3]	[91.3]	[70.2]	[82.8]	[85.7]
対前年度増減差（ポイント）					
8	3.4	0.9	0.2	3.1	△13.4
9	1.4	△0.3	0.5	2.2	12.6
10	6.7	5.1	5.5	3.8	3.9
11	4.4	4.3	1.3	2.9	△0.3
12	6.1	4.2	8.1	7.0	4.9
13	6.2	5.9	5.5	4.9	9.0
14	7.5	2.0	6.2	3.8	7.5
	[16.8]	[△0.8]			[14.9]
15	12.5	0.8	5.0	3.2	0.9
	[△20.9]	[△9.3]		[△25.4]	[△22.8]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 国共済の時価ベースは、平成10年度82.0、11年度82.0、12年度95.5となっている。

図表2-4-16 収支比率の分母（保険料収入+運用収入）の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	億円	億円	億円	億円	億円
7	246,410	12,529	38,980	3,209	21,435
8	255,812	12,959	39,300	3,199	22,505
9	262,469	13,105	40,721	3,323	22,858
10	258,315	12,609	40,570	3,359	23,084
11	249,384	12,623	42,327	3,413	23,261
12	243,579	12,704	39,211	3,304	22,507
13	237,967	12,356	37,729	3,244	21,800
	[225,901]	[11,593]			[20,783]
14	233,105	12,299	36,526	3,254	20,855
	[204,765]	[11,887]		[2,497]	[18,587]
15	215,310	12,588	36,676	3,406	21,149
	[256,657]	[13,513]	[46,672]	[3,545]	[24,108]
対前年度増減率（%）					
8	3.8	3.4	0.8	△0.3	5.0
9	2.6	1.1	3.6	3.8	1.6
10	△1.6	△3.8	△0.4	1.1	1.0
11	△3.5	0.1	4.3	1.6	0.8
12	△2.3	0.6	△7.4	△3.2	△3.2
13	△2.3	△2.7	△3.8	△1.8	△3.1
14	△2.0	△0.5	△3.2	0.3	△4.3
	[△9.4]	[2.5]			[△0.6]
15	△7.6	2.4	0.4	4.7	1.4
	[25.3]	[13.7]		[42.0]	[29.7]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 私学共済の保険料収入には都道府県補助金を含む。

注3 国共済の時価ベースは、平成10年度12,423億円、11年度13,104億円、12年度11,884億円となっている。

(6) 積立比率

積立比率を簿価ベースで比較すると、地共済が最も高く11.4倍、次いで私学共済10.7倍、国共済7.0倍、厚生年金5.5倍、国民年金（国民年金勘定）4.8倍の順となっている（図表2-4-17）。

平成15年度は全制度、前年度を下回った。また、このところの推移をみると、いずれの制度も減少傾向を示している。分子の「前年度末積立金」の伸び率が低く推移している（図表2-1-16）一方、分母の「実質的な支出-国庫・公経済負担」の伸び率が比較的大きい（図表2-4-10 A欄）ことから、その比である積立比率は減少している。

図表 2-4-17 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金助産)
	倍	倍	倍	倍	倍
平成7	6.3	7.4	12.2	12.9	4.1
8	6.2	7.4	12.8	13.0	5.2
9	6.1	7.6	13.0	12.7	4.8
10	6.0	7.7	12.6	12.4	4.9
11	6.2	7.6	12.4	12.3	5.1
12	6.1	7.3	12.4	11.9	5.2
13	5.9	7.3	12.3	11.7	5.0
14	5.6	7.2	12.0	11.4	4.9
	[5.5]	[7.3]			[4.8]
15	5.5	7.0	11.4	10.7	4.8
	[5.2]	[7.1]	[11.2]	[10.8]	[4.6]
対前年度増減差 (ポイント)					
8	△ 0.1	0.0	0.6	0.1	1.1
9	△ 0.1	0.2	0.2	△ 0.3	△ 0.4
10	△ 0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.1
11	0.2	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.1	0.2
12	△ 0.1	△ 0.3	0.0	△ 0.4	0.1
13	△ 0.2	0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2
14	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1
15	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.1
	[△0.3]	[△0.2]			[△0.2]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 国共済の時価ベースは、平成11年度7.7、12年度7.5、13年度7.4となっている。

結果は図のとおりで、レーダーチャートの形状は、①国共済・地共済、②厚生年金・私学共済に2分される。グループ①の国共済・地共済は年金扶養比率のラインがグループ②に比べて突き出していない（成熟が進んでいる）とともに、積立比率のラインが突き出ている（積立金が相対的に多い）。グループ②の厚生年金・私学共済は、形状は類似しているが、大きさは厚生年金の方が小さく、成熟が進んでいる。

(7) 財政指標でみた各制度の特徴

最後に、年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率が全体としてどうなっているのか、制度相互に「レーダーチャート」で比較をしてみる（図表 2-4-18）。年金扶養比率は、最も成熟が進んだ段階で2になる（2人で1人を支える）として、尺度を定めた。また総合費用率は、最終的には年収の20%になるとして、グラフでは20に対する比の逆数をとった（逆数とするのは成熟が進むに連れ小さくなるようにするためである）。同様の考えで独自給付費用率は14、収支比率は100に対する比の逆数をとった。積立比率については、成熟が進むに連れ小さくなることを考慮して尺度を定めた^註。

注 図が見易くなるようにするための処理を行っている。

図表 2-4-18 財政指標レーダーチャート

